

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年12月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番服部勇夫君、11番浅里周平君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。

議会運営委員会は11月29日午前10時から開会し、12月定例会は本日12月6日から12月22日の17日間と決定しました。以上です。

○議長（織田八茂君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から12月22日までの17日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第52号から日程第8、議案第57号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第52号大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正について。

大治町農業委員会委員の定数条例の全部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、大治町農業委員会委員の定数を定めるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第53号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第54号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員に準じ議会の議員等の期末手当の割合を改定するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第55号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第56号大治町税条例等の一部を改正する条例について。

大治町税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税における医療費控除の特例の創設、軽自動車税における軽減税率の適用期間の延長、固定資産税における課税標準の特例の見直し等を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第57号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町民税で分離課税されている特例適用利子等及び特例適用配当等を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるためでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第9、議案第58号から日程第15、議案第64号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第58号平成28年度大治町一般会計補正予算。

平成28年度大治町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億358万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4848万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、既定の地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成28年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費を増額するとともに、旧保健センターの改修に要する工事費として1500万円、庁内LAN等ネットワーク改修業務委託料として407万9000円を計上し、民生費において、心身障害者事業費として6257万8000円増額し、臨時福祉給付金（経済対策分）事業費として7206万7000円を計上し、衛生費において、がん検診・肝炎検査に要する経費として411万4000円を増額し、明治町資源ごみ搬出場所等の土地評価業務委託

料として21万5000円計上し、教育費において、大治小学校の大規模改修に要する工事費として2億9572万8000円計上し、大治中学校の消防設備の改修に要する工事費として132万円計上し、これらの財源として、国・県支出金、繰越金及び町債等を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた剰余一般財源1億3919万4000円を財政調整基金の積立金として増額するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第59号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8244万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9591万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費として1億7664万円、一般被保険者高額療養費として4122万円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、本算定等に伴う保険税の増額及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第60号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9832万8000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。平成28年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定におきまして基金積立金を6,000円、諸支出金を159万6000円増額するものでございます。

この財源といたしましては、財産運用収入及び雑入を充てるものでございます。

また、介護サービス事業勘定におきましては、公用車借り上げに伴い債務負担行為を設定するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第61号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8062万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、前年度決算により生じた剰余金を一般会計へ繰出金として142万5000円増額するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第62号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1732万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては保険料還付金として15万円を増額するものでございます。

この財源としましては、広域連合から交付される保険料還付金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第63号指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治東部児童クラブ、大治西部児童クラブ及び大治南部児童クラブについて、社会福祉法人大治町社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を行わせるため議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第64号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。平成28年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容については議員を派遣しましたので報告します。

次に、2の内容については、議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第17、議会における災害対応等についてを議題とします。

このものについては、委員会条例第5条に基づき全議員の委員をもって特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、本件については議会災害対策特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

これから議会災害対策特別委員会委員長の互選を行っていただきます。

なお、委員長の互選の職務は委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の下方繁孝君に行っていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会災害対策特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表いたします。

議会災害対策特別委員会委員長は8番横井良隆君、副委員長は5番折橋盛男君、以上のとおりです。

お諮りします。

閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1、閉会中の継続審査についてを議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会災害対策特別委員会委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会災害対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議会災害対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 散会